対象の人はご注意を!

市民税・県民税のお知らせ

らせします。 今後の市民税・県民税に関する主な改正と注意点についてお知

住宅ローン控除に関するお知らせ 令和5年度以降の改正

から控除する措置に関し、主に次の表に 内で翌年度分の市民税・県民税(所得割 控除しきれない額を控除限度額の範囲 示す見直しが行われます。 住宅ローン控除について、所得税から

※すでに住宅ローン控除が適用されてい る人は今回の改正による変更はありま

令和6年度以降の改正

するお知らせ と市民税・県民税の課税方式一致に関 上場株式等の配当所得等に係る所得税

税と一致させる見直しが行われます。 の市民税・県民税では課税方式を所得 和4年分)までになります 税方式を選択できるのは、令和5年度(令 すが、令和6年度(令和5年分)以後 税において異なる課税方式が選択できま 金額については、所得税と市民税・県民 特定配当等及び特定株式等譲渡所得

②市ウェブサイト

図書館などの公共施設にあります。 市役所、各地区まちづくりセンターや ●専用はがき (送料無料)

ご意見・ご提言の提出方法

ださい。

加していただこうというものです。ご意見・ご提言をお寄せく いること、アイデアなどをお寄せいただき、いつでも市政に参 市長への手紙」は、日頃市民の皆さんが市政について考えて

申告不要

市民税・県民税

内 容

住宅ローンの年末残高の 0.7%

以降の新築の一般住宅は10年)

合計所得金額 2,000 万円以下

令和7年12月31日まで(4年間延長)

13年(既存住宅及び居住年が令和6年

住宅の環境性能、居住年などに応じて

所得税の課税総所得金額等の5%(最

例えば、確定申告で配当所得等を申告し た場合は、市民税・県民税でも申告をし たものとみなされ、申告不要にはできな くなります。

※令和6年度(令和5年分)の申告から適

大9万7,500円)

をクリックすると、

立ち情報」にある「市長への手紙」

専用フォームか

「くらしと市政」ページ内の「お役

3その他 Eメール、FAX、 富士市役所「市長への手紙」 封書での郵送(〒417-8601 ら送信できます。 通常のはがき 」 宛て)



お願い

- さい 1通につき1件の提言をお書きくだ
- 回答が必要な場合、「回答を希望す Eメールなどでお送りします 明記してください。回答は、市長の る」こと、住所、氏名、電話番号を 了承を得た後、担当部署から文書・
- 市の業務以外の内容については、原則 個人的な誹謗中傷は、ご遠慮ください
- ※個人情報は頂いたご意見とともに担 外部に漏れることもありません。 計処理以外には使用しません。また 当部署に伝えますが、連絡手段や統 回答できませんのでご了承ください

をご利用いただくか、担当の部署へ ブサイトの「問い合わせフォーム」 ルふじ (☎(53) 1111] や、市ウェ 簡単な疑問や質問は、おしえてコー 直接お問い合わせください。

■ kouhou@div.city.fuji.shizuoka.jp **☎** (55) 2736 シティプロモーション課 **™**(51) 1456

問合

せ

問合せ

☎(55) 2734

™(53) 0974

■ siminzei@div.city.fuji.shizuoka.jp

区 分

居住年

控除率

控除期間

所得要件

借入限度額

住民税の

控除限度額

所得税

申告する

用されます。

(例)

変動

お知らせ

皆さんのアイデアを市政に!

市長への手紙(わたしの提言)